

家賃

【やちん】

借りている部屋の賃貸料金です。支払い方法は、前月までに借主が指定する金融機関へ振り込むというのが、一般的です。また、家賃振込みに関してのトラブルを避けるため、発行された振込み明細表は保管しておくといいでしょう。

共益費

【きょうえきひ】

建物の共同利用の部分に関する必要経費を、入居者がそれぞれ負担するものです。毎月家賃と一緒に支払います。具体的には、共用部分の水道・光熱費・清掃費・管理人の人件費・エレベーターなどの定期点検の費用にあてられます。

仲介手数料

【ちゅうかいてすうりょう】

お部屋探し等のサービスに対して、物件を紹介した不動産会社へ支払う料金です。法律で定められた上限の家賃の1ヶ月分が一般的ですが、不動産会社によって異なります。ミニミニでは、家賃の50%（別途消費税）です。（駐車場・店舗・事務所・業者仲介及び紹介契約は対象外。FC店舗は各店にお問い合わせください。）

内装費

【ないそうひ】

退去時の現状回復費用負担のトラブルを防ぐため、内装工事費負担金として、契約時に支払う金銭のことです。総内装代の一定割合額を賃借人負担分として、入居前に室内確認の上、支払う金銭のことをいいます。

保険

【ほけん】

賃貸生活中の火災、水漏れを対象にした火災保険です。保険の内容は様々なので、お店の担当者に確認してみましょう。

日割り家賃

【ひわりやちん】

月の途中で契約し入居した場合、家賃が日割りで計算されることです。

敷金

【しききん】

部屋を借りるにあたって、先に貸主に支払う料金。万が一、家賃を払えなかったり部屋に大きな傷をつけてしまった時、このお金で補われ、差し引き額が退去時に返還されます。但し、物件によっては契約内容が異なりますので、契約時に確認ください。

礼金

【れいきん】

契約をした際、入居期間の長短に関わらず、貸主に謝礼として支払う料金のこと。返還されません。

償却

【しょうきゃく】

退去時に敷金より差し引かれるお金です。（物件により契約内容が異なりますので契約時にご確認ください。）

更新料

【こうしんりょう】

契約期間満了の後、契約を継続するための料金。地域によって異なるので、契約時に更新手続きについて確認しましょう。

耐震・免震構造

【たいしん・めんしんこうぞう】

地震や強風などの力で建物が揺れても耐えられるように設計された構造。免震とは、地震力を低減することによって構造物の破壊を防止することを意味します。耐震とは、建築構造物が地震に対して破壊や損傷しないよう地震力に耐えることを意味します。

印鑑証明

【いんかんしょうめい】

印鑑が、現住所のある市区役所・町村役場に登録済みの実印であることの証明書。賃貸借契約書に実印が必要な場合に添付します。

重要事項説明書

【じゅうようじこうせつめいしょ】

賃貸借契約をするかの判断に必要な重要な事項をまとめた書面のことです。宅建業者は、借主と契約する前に宅地建物取引士を介して、この書面を借主に説明する義務があります。記載された内容に不明なところがあればしっかり確認しましょう。（宅建業法35条）